

山梨県公報

第四百九十八号

令和六年

八月二十六日

月 曜 日

目次

告示

○家畜伝染病の発生……………三三九

公告

○公共測量の実施……………三三九

○公聴会の実施……………三三九

告示

山梨県告示第二百十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年八月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	三	富士河口湖町	令和六年八月十六日

公告

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十六日

公聴会の実施

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和六年八月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開催期日 令和六年十月二日(水)午後七時
- 開催場所 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市文化ホール 会議室二
- 聴こうとする案件 上野原都市計画道路(いりや通り線外一路線)の変更について
- 意見書の提出先 大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課
- 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 意見書の提出期限 令和六年九月九日(月)午後五時十五分
- 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所並びに上野原市建設課において縦覧に供する。
- その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番